労働相談Ｑ＆Ａで解決！

退職

Q　退職を申し出たところ、社長から「３か月前に申し出ないといけない。」と言われました。３か月も待てません。

A　雇用期間の定めがない労働契約の場合は、原則として、２週間前に退職の予告を行えば、２週間経過後、退職することができます。雇用期間の定めがある場合は、原則として、その期間終了まで働く義務がありますので、退職する場合は社内ルールに従った方がよいでしょう。

解説はこちら

○　労働契約に雇用期間が定められていない場合、２週間前に退職の申出を行えば、２週間経過後に退職することができます。

　したがって、３か月待たなくても退職することは可能です。

※期間によって報酬が定められている場合（例えば月給制の場合）は、その期間の前半に退職の申出をしなければなりませんでしたが、令和２年４月１日以降、この部分は、使用者側からの雇用契約の解約の申し入れに対してのみ適用される規定となり、労働者はどのような場合でも解約の申し入れから２週間で退職できることとなりました。

○　雇用期間の定めがある労働契約の場合は、雇用期間が終わるまで労働する義務がありますので、やむを得ない事由がある場合を除き、雇用期間が終わるまで、一方的に退職することができません（民法第 628 条）。ただし、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除き、期間が１年を超える期間の定めのある労働契約を締結した労働者（専門的知識等を有する労働者、満６０歳以上の労働者を除く）は、民法第 628 条の規定にかかわらず、その契約期間の初日から１年を経過した日以後においては、使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる旨の定めがあります（労働基準法附則第 137 条）。契約期間の途中で退職しなければならないときには、一方的に退職するのではなく、会社とよく話し合った上でできるだけ円満に退職するように努めましょう。

　もし、雇用期間の定めがある場合でも、３か月間待てば退職できるのであれば、このルールに従った方がよいでしょう。

どうすれば？

○　ご自分の契約が雇用期間の定めがないか、雇用期間の定めがあるのか確認しましょう。

○　雇用期間の定めがない場合は、退職の申出を行うことで２週間経過後に退職できますが、

後のトラブルを避けるため、文書で（特に内容証明付き郵便による郵送は証拠が残るので望ましい。）行うことをお勧めします。

○　雇用期間の定めがある場合は、社内のルールに従って退職することが、その後のトラブルを避けるためには望ましいでしょう。

○　自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

○　山梨県労働委員会事務局

〒400-8501　甲府市丸の内１－６－１　　山梨県庁北別館３階

電　話　　055（223）1827

相談時間　8：30～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

ＵＲＬ　　https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/

○　山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電　話　　055（225）2851

甲府労働基準監督署内（管轄区域：都留及び鰍沢労働基準監督署管轄以外の地域）

電　話　　055（224）5620

都留労働基準監督署内（管轄区域：都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡）

電　話　　0554（43）2195

鰍沢労働基準監督署内（管轄区域：南巨摩郡、西八代郡）

電　話　　0556（22）3181